

長野県医療機関入院時食材料費高騰支援金 申請要項

申請受付期間

令和6年4月12日（金） ～ 令和6年5月31日（金）

申請方法

下記のホームページから申請書の様式をダウンロードし、必要事項記入の上、メール、または郵送にてご提出ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/shokuzairyohishien.html>

（１）メール申請の場合

提出先：kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp

（２）郵送の場合

提出先：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

【長野県庁医療政策課 食材料費高騰支援金担当者】あて

お問合せ先

長野県庁 医療政策課 食材料費高騰支援金担当

電話番号：026-235-7145（直通）

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

メール：kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp

長野県医療機関入院時食材料費高騰支援金の申請について

1 概要

価格高騰の影響を緩和するため、病院・有床診療所を対象に医療機関入院時食材料費高騰支援金（以下「支援金」という。）を支給します。

2 支給対象者等

(1) 支給対象者

支給対象者は、長野県内に所在する病院・有床診療所の開設者です。
（※国・地方公共団体も対象です。）

(2) 支給対象外

- ・ 県税の滞納がある者
- ・ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ その他知事が適当でないと認める者

3 支給要件

- ・ 食材料費について価格高騰の影響を受けていること
- ・ 申請日現在で休止中でなく、また、支援期間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日）において休止又は廃止の予定がないこと
- ・ 令和 6 年 4 月 1 日時点で、保険医療機関であること

4 支給金額

以下のとおり支給します。

対象施設	支援金の額
病院	許可病床数 × 1,600 円/月 × 2 ヶ月
有床診療所	

【支給金額算定にあたっての留意事項】

※ 加算額の算定における許可病床数は、令和 6 年 4 月 1 日現在とします。

5 申請上の留意事項

- ・ 本支援金における支援期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日です。
- ・ 申請者が法人の場合、可能な限り法人内でまとめて申請してください。ただし、審査は施設・種別ごととなりますので、支払日が異なる場合もあります。

- ・開設者所在地が長野県外であっても、長野県内に所在する施設は対象となります。
- ・1法人で複数の施設を運営している場合（例：A法人が病院と有床診療所を運営）、どちらも支給を受けられます。
- ・申請日時点で休止中の施設は対象となりません。
- ・提出された書類は返却しませんので、必要に応じてコピー等を控えてください。

6 申請方法等

(1) 申請受付期間

令和6年4月12日（金）～令和6年5月31日（金）

(2) 申請方法

表紙のホームページから該当する様式の申請書をダウンロードしてください。

必要事項記入の上、メール、または郵送にてご提出ください。提出先は表紙のメールアドレス、住所をご参照ください。

(3) 必要書類

- ・医療機関入院時食材料費高騰支援金 支給申請書（様式第1号）

7 申請後の手続き等

- ・申請から支払いまでは約2か月を予定しています。ただし、申請が一定期間に集中した場合は、審査に時間を要し、支払いまで2か月以上かかる場合があります。
- ・申請書類を受領後、審査の結果、支援金の支給を決定したときは、指定の口座へ振り込みます。
- ・支払い後、支給決定の旨と支払日を記載した通知を郵送でお送りします。
- ・申請要件を満たさない等の理由により、支援金の不支給を決定したときは、その旨を記載した通知を郵送でお送りします。

8 その他注意事項

- ・支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、返還いただきます。
- ・申請に係る証拠書類は、支給を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- ・申請により得られた情報は、支援金支給業務以外に使用することはありません。
- ・申請者の不備による振込不能等の事由により、支払いが完了せず、県が定める期限までに修正

の確認ができない場合は、申請が取り下げられたものとみなします。

・上記不備等がない場合は、事務局からの申請内容に関する連絡等はいたしません。

- ・身体に障がいのある方が申請される場合は、代筆でも構いません。
- ・国や市町村など他団体からの同趣旨の支援金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本支援金を受給することが可能です。ただし、本支援金を受給した後に他の同趣旨の支援金を受給できるか否かは、他の支援金の支給要件をご確認ください。